

【再公募】大阪・関西万博 兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL 等への 誘客促進業務 仕様書

1. 目的

2025年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に併せて、兵庫県では、兵庫県ゾーン（関西広域連合が出展する関西パビリオン内の県独自展示スペース）及びひょうご EXPO TERMINAL（兵庫県立美術館 ギャラリー棟3階 ギャラリー）において、県内各地への誘客に繋げるため、兵庫県が有する多彩な魅力を発信することとしている。

本業務は、上記2拠点への誘客をはじめ、兵庫県が実施する万博関連施策のプロモーションの実施や「EXPO2025 デジタルウォレット」サービスと連携したデジタルスタンプラリーを実施することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

大阪・関西万博 兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL 等への誘客促進業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3. 業務内容

(1) 誘客関連業務

兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL への誘客促進を実施すること。

- ア 広告媒体等を活用した誘客・プロモーションの実施
- イ 各広告媒体等で使用する広告物のデザイン制作
- ウ 学校団体の校外学習等によるひょうご EXPO TERMINAL への来訪施策の実施
- エ 主要駅等からひょうご EXPO TERMINAL への実現可能な交通アクセスの検討

(2) 万博施策のプロモーション等業務

兵庫県が実施する万博施策の一体的なプロモーションを実施すること。

【主な万博施策】

ひょうごフィールドパビリオン、兵庫県ゾーン等での展示、ひょうご EXPO week、ひょうご EXPO 41、ひょうご EXPO Dream Builders など

- ア 広告媒体を活用した誘客・プロモーションの実施
- イ 各広告媒体で使用する広告物のデザイン制作

(3) 「EXPO2025 デジタルウォレット」サービスと連携したデジタルスタンプラリーの運営

※詳細は別紙参照

- ア 運営事務局の設置
- イ SBT のデザイン制作

- ウ QRコードポップ等の制作・設置
 - エ 広告媒体を活用した情報発信
 - オ 各広告媒体で使用する広告物のデザイン制作
 - カ 令和6年度配布分の賞品の手配・発送
 - キ 問い合わせ対応
- (4) 必要に応じて、記録写真・映像等の撮影
- (5) その他
- ア 事故等の不慮の事態に備え、業務実施にあたって必要な保険に加入すること。
 - イ (1) から (5) までの業務にあたって、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会をはじめとした関係機関と必要な調整を行うこと。
 - ウ 県からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。
 - エ 上記の業務内容のほか、県との協議において決定した業務を実施すること。

4. 成果品

- (1) 業務終了後は、下記成果品を提出すること。
- ア 業務実施報告書 5部
 - イ 制作デザインデータ 一式
 - ウ 記録写真・映像データ 一式
 - エ 上記ア～ウにかかる電子データ 一式
- ※ア：PDF、イ～ウ：編集可能な元データ

5. 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

6. その他要件等

- (1) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (2) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
- (3) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはなら

ない。契約終了後も同様とする。

- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議上、決定するものとする。